

ID: 5471

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	既存建築物の増築等に係る全体計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	建築基準法第 86 条の 8 第 6 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 3 条（適用の除外）、第86条の8（既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）の規定による			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日